

公益財団法人名古屋市中小企業共済会退職金共済規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人名古屋市中小企業共済会（以下「共済会」という。）が、会員である中小企業者の相互扶助の精神に基づき、これらの雇用する従業員について実施する共済会定款第4条第1号に規定する退職金共済事業の運営に関する事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程で「中小企業者」とは、名古屋市内に事業所を有し、次の各号のいずれかに該当する事業主をいう。

- (1) 常時雇用する従業員の数が300人以下の事業主及び資本の額又は出資の総額が3億円以下の法人である事業主（次号から第4号までに掲げる業種を主たる事業として営む事業主を除く。）
- (2) 卸売業に属する事業を主たる事業として営む事業主であって、常時雇用する従業員の数が100人以下のもの及び資本の額又は出資の総額が1億円以下の法人であるもの
- (3) サービス業に属する事業を主たる事業として営む事業主であって、常時雇用する従業員の数が100人以下のもの及び資本の額又は出資の総額が5,000万円以下の法人であるもの
- (4) 小売業に属する事業を主たる事業として営む事業主であって、常時雇用する従業員の数が50人以下のもの及び資本の額又は出資の総額が5,000万円以下の法人であるもの
- (5) その他これに準ずる事業主で理事長の認めるもの

2 この規程で「退職」とは、従業員について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

3 この規程で「共済契約」とは、事業主が共済会に掛金を納付することを約し、共済会がその事業主の雇用する従業員の退職について、この規程の定めるところにより退職金の給付を行うことを約する契約をいう。

4 この規程で「共済契約者」とは、共済契約を締結した事業主をいう。

- 5 この規程で「被共済者」とは、共済契約者の雇用する従業員で共済契約により退職金の支給を受ける者をいう。
- 6 この規程で「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいう。

第2章 契 約

（契約の締結）

第3条 中小企業者でなければ、共済会と共済契約を締結することができない。

- 2 現に共済契約の被共済者である者については、その者を被共済者とする新たな共済契約を締結することができない。
- 3 共済会と契約を締結する中小企業者は、すべての従業員を被共済者とする共済契約を締結しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、共済契約の被共済者としてすることができない。
- (1) 共済契約者となる個人又はこれと生計を一にする親族
 - (2) 使用人兼務役員を除く法人の役員
 - (3) 現にこの共済契約の被共済者である者
 - (4) 他の特定退職金共済団体の被共済者である者
 - (5) 被共済者が偽りその他不正の行為によって退職一時金若しくは解約一時金（以下「退職金等」という。）の支給を受け、又は受けようとしたことにより共済契約を解除され、その解除の日から1年を経過しない者
 - (6) 年齢満15歳未満の者及び満80歳以上の者
- 5 第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、共済契約の被共済者としてしないことができる。
- (1) 期間を定めて雇用される者
 - (2) 試みの雇用期間中の者
 - (3) 季節的業務に雇用される者
 - (4) 常時勤務に服することを要しない者
 - (5) 所定労働時間の特に短い者
 - (6) 休職期間中の者又はこれに準ずる者

(7) 被共済者になることに反対する意思を表明した者

(被共済者等の受益)

第4条 共済契約の利益は、被共済者及びその遺族が受け、共済契約者には帰属しない。

(契約の申込)

第5条 共済契約の申込は、共済契約申込書によりしなければならない。

2 共済契約の申込にあたっては、預金口座振替依頼書並びに被共済者となるべき者の氏名及び掛金月額等を記載した被共済者名簿兼追加加入申込書（以下「被共済者名簿」という。）を添付しなければならない。

3 共済契約の申込は、被共済者となるべき従業員の意に反して行ってはならない。

(契約の成立)

第6条 共済契約は、共済会がその申込を承諾した日から効力を生ずる。

2 共済会は、その申込を承諾したときは、遅滞なく共済契約者に退職金共済契約証書及び被共済者名簿を、被共済者に共済契約者を經由して被共済者証を交付しなければならない。

3 共済契約の承諾の通知は、退職金共済契約証書の交付をもってこれに代えるものとする。

4 共済契約が成立したときは、共済契約者は、遅滞なくその旨を被共済者に通知しなければならない。

5 退職金共済契約証書又は被共済者名簿等を滅失又はき損し、再交付を受けようとするときは、その旨を共済会に申し出なければならない。

(被共済者の追加)

第7条 共済契約者からあらたに従業員を追加して被共済者とするものの申込は、該当者の被共済者名簿の提出によることとし、共済会がその申込を承諾したときは、当該被共済者名簿の交付により通知するものとする。

2 共済会は、前項により追加した被共済者に共済契約者を經由して被共済者証を交付しなければならない。

(被共済者名簿の修正)

第8条 被共済者が退職したときは、被共済者退職届の提出により被共済者名簿から削除されたものとみなす。

(契約の解除)

第9条 共済会又は共済契約者は、第2項又は第4項に規定する場合を除いては、共済契約を解除することができない。

2 共済会は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除するものとする。

(1) 共済契約者が12月分以上掛金を納付しないとき。

ただし、理事長が正当な理由があると認めたときは、この限りでない。

(2) 共済契約者が中小企業者でなくなったとき。

ただし、一時的に中小企業者でなくなったとき及び理事長が認めたときは、この限りでない。

(3) 共済契約者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、及び反社会的勢力に関与していることが認められるとき。

(4) 被共済者が2年間継続して存在しないとき。

ただし、理事長が認めたときは、この限りでない。

(5) 被共済者が第3条第4項第1号及び第2号の規定に該当する者となったとき。

(6) 被共済者が偽りその他不正行為によって退職金等の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(7) 被共済者が他の特定退職金共済団体の被共済者となったとき。

(8) 被共済者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、及び反社会的勢力に関与していることが認められるとき。

(9) 被共済者が年齢満85歳に達したとき。

3 共済会は、前項の規定により共済契約を解除するにあたり、掛金の最終納付月（第30条第1項の規定により掛金を納付しないことができるとされた月を含む。）をもって共済契約を解除するものとする。

4 共済契約者は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除することができる。

(1) 被共済者の同意を得たとき。

(2) 掛金の納付を継続することが著しく困難であると理事長が認めたとき。

（契約解除の手続き）

第10条 共済会は、前条第2項の規定により共済契約を解除するときは、解除の理由を記載した共済契約解除通知書によりその旨を共済契約者に通知するものとする。

2 共済会は、前条第2項の規定により共済契約を解除したときは、遅滞なくその旨を共済契約者を經由して被共済者に通知するものとする。

- 3 共済契約者は、前条第4項第1号の規定により共済契約を解除しようとするときは、共済契約解除申出書に被共済者であるすべての従業員が同意したことを証する書類を添えて提出しなければならない。
- 4 共済契約者は、前条第4項第2号の規定により共済契約を解除しようとするときは、共済契約解除申出書を同号に掲げる事情があることを明らかにした書類を添えて提出しなければならない。
- 5 共済会は、前条第4項第2号の規定による解除の申し出があり、その決定をしたときは、共済契約解除決定通知書により共済契約者に通知するものとする。

(不利益取扱の禁止)

第11条 共済会は、共済契約に関し共済契約者及び被共済者並びに共済契約を締結する中小企業者に対して不当な差別的取扱をしてはならない。

- 2 中小企業者は、共済契約に関し従業員に対して不当な差別的取扱をしてはならない。

第3章 給 付

(退職一時金)

第12条 共済会は、被共済者が退職したときは、その者（退職が死亡によるものであるときは、その遺族）に対し、退職一時金を支給する。ただし、掛金納付期間が1年未満の場合は支給しない。

- 2 退職一時金の額は、掛金の納付があった期間に応じ別表1に定める基本給付額と加算給付額の合計額とする。
- 3 加算給付額は、毎年の運用益のうち金利動向、財政状況等を勘案して理事会が決議した額とする。
- 4 共済契約に係る給付額は、経済情勢の変化等を考慮して随時調整することができる。

(遺族の範囲及び順位)

第13条 共済契約により退職一時金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、被共済者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で被共済者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、被共済者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維

持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 退職一時金の支給を受けるべき遺族の順位は前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3 前項の規定により退職一時金の支給を受けるべき遺族に同順位者が2人以上あるときは、退職一時金は、その人数によって等分して支給する。

(欠 格)

第14条 故意の犯罪行為により被共済者を死亡させた者は、前条の規定にかかわらず、退職一時金の支給を受けることができない。被共済者の死亡前にその者の死亡によって退職一時金の支給を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。

(退職一時金の支給手続等)

第15条 共済契約者は、被共済者が退職又は死亡したときは、遅滞なく被共済者退職届によりその旨を届出なければならない。

2 退職一時金を請求しようとする者は、退職一時金・解約一時金請求書（以下「一時金請求書」という。）を共済契約者を經由して提出しなければならない。

ただし、やむを得ない事由により退職一時金を請求しようとする者が一時金請求書を共済契約者を經由して提出することができない場合において、その事実を証する書類とともに直接提出され、理事長が正当であると認めたときは、共済契約者を經由して提出されたものとみなすことができる。

3 退職一時金を請求しようとする者が被共済者の遺族であるときは、前項の一時金請求書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 死亡診断書その他被共済者の死亡を証する書類

(2) 退職一時金の請求人が被共済者の遺族であること及びその者の退職一時金を受けるべき順位を証する戸籍謄本

(3) 退職一時金の請求人が婚姻の届出をしていないが、被共済者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証する書類

(4) 退職一時金の請求人が第13条第1項第2号又は第3号の規定に掲げる者であると

きは、被共済者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類

- 4 退職一時金の支給を受けるべき遺族に同順位者が2人以上いるときにおける退職一時金の請求は、その受領に関し一切の権限を有する代理人1人を定め、その者からしなければならない。この場合において、代理人は、その権限を証する書類を第2項の一時金請求書に添付しなければならない。

(支給)

第16条 共済会は、退職一時金を支給しようとするときは、一時金請求書に記載された退職金等受取方法に従い遅滞なく支給するものとする。

- 2 退職一時金は、分割して支給しない。

- 3 共済会は、退職一時金を支給するときは、支給額、支給日及び支給方法を明記した給付金振込通知書を退職一時金の請求人に送付するとともに、その写しを共済契約者に送付するものとする。

(支給の制限)

第17条 共済会は、被共済者が次の各号に掲げる事由により退職したときは、退職一時金の額を減額し、又は支給しないことができる。

- (1) 窃盗、横領、傷害その他刑罰法令に触れる行為により当該企業に重大な損害を加え、その名誉若しくは信用を著しくき損し、又は職場規律を著しく乱したこと。
 - (2) 秘密の漏えいその他の行為により職務上の義務に著しく違反したこと。
 - (3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱した事又は雇用契約に関し著しく信義に反する行為があったこと。
- 2 前項による場合のほか、正当な理由があると認められるときに限り、退職一時金の額を減額することができる。

(退職一時金減額等の申出)

第18条 共済契約者は、前条第1項各号及び第2項の規定により被共済者の退職一時金を減額し、又は支給しない必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した退職一時金減額等申出書を提出しなければならない。

- (1) 共済契約者の氏名又は名称及び住所
- (2) 被共済者の氏名
- (3) 減額し、又は支給しない理由となる退職事由

(4) 減額し、又は支給しない場合の区別及び減額する場合はその額

2 共済会は、前項の申出により減額し、又は支給しないこととしたときは、その内容を共済契約者に通知しなければならない。

(解約一時金)

第19条 共済会は、共済契約を解除したときは、退職一時金に代えて被共済者に解約一時金を支給する。

2 解約一時金の額は、当該被共済者が現に支給を受けるべき退職一時金に相当する額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、第9条第2項第6号の規定により共済契約が解除されたときは、解約一時金は支給しない。

ただし、理事長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

4 共済会は、前項ただし書の規定により解約一時金を支給するときは、その額を減額することができる。

5 第15条第2項から第4項までの規定は解約一時金の請求について、第16条の規定は解約一時金の支給及び受領について準用する。

(未成年者の独立請求)

第20条 未成年者である被共済者は、独立して、当該共済契約に係る退職金等を請求することができる。

(譲渡等の禁止)

第21条 退職金等の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

(権利の消滅)

第22条 退職金等の支給を受ける権利は、これらを行行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する。

(期間計算の特例)

第23条 前条の期間を計算する場合において、その請求が書面の郵送により行われたものであるときは、郵送に要した日数は、その期間に算入しない。

(退職金等の返還)

第24条 偽りその他不正の行為により退職金等の支給を受けた者があるときは、その者は、当該退職金等を返還しなければならない。この場合において、その支給が当該共済契約者の虚偽の証明又は届出によるものであるときは、その者は、支給を受けた者と連帯

して退職金等を返還しなければならない。

(不服の申立)

第25条 被共済者の資格又は退職金等の支給に関する決定について不服がある者は、文書で理事長に対し不服の申立てをすることができる。

- 2 前項の不服の申立ては、当該決定のあった日から60日以内にしなければならない。ただし、60日を超えた場合においても、理事長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

第4章 掛 金

(掛 金)

第26条 掛金は、共済契約者の全額負担により納付しなければならない。

- 2 共済契約は、被共済者ごとに掛金月額を定めて締結するものとする。
- 3 掛金月額は、被共済者1人につき1,000円以上で所得税法施行令に定める額を限度として、100円単位とする。
- 4 掛金として払い込まれた金額及びその運用による利益は、共済契約者に返還しない。

(掛金の納付方法)

第27条 共済契約者は、共済契約が効力を生じた日の属する月から被共済者が退職した日又は共済契約が解除された日の属する月までの各月について、毎月分の掛金を翌月10日までに共済会の指定する金融機関に納付しなければならない。

- 2 第32条の規定による掛金納付年数の通算において、被共済者の当該加入月が前後で重複する場合には、あらたに被共済者となった月の掛金は必要としない。
- 3 毎月分の掛金は、分割して納付することはできない。

(掛金月額の変更)

第28条 共済契約者は、掛金月額を変更しようとするときは、掛金月額変更申請書を提出しなければならない。

- 2 掛金月額は、第9条第4項各号に掲げる場合でなければ減少できない。
- 3 掛金月額減少の申請が第9条第4項第1号によるときは、被共済者が同意したことを証する書類を添付しなければならない。
- 4 共済会は、掛金月額の変更を認めたときは、遅滞なく共済契約者に対し掛金月額変更決定通知書により通知しなければならない。
- 5 共済契約者は、前項により通知を受けたときは、遅滞なくその旨を被共済者に通知し

なければならない。

(納付期限の延長)

第29条 共済会は、天災その他やむを得ない事由により共済契約者が掛金を納付期限までに納付することができないと認めるときは、当該各月について最長6月の範囲内でその納付期限を延長することができる。

2 共済契約者は、前項により納付期限の延長承認を受けようとするときは、掛金納付期限延長申請書を提出しなければならない。

3 共済会は、前項の申請に基づき掛金納付期限の延長を決定したときは、掛金納付期限延長決定通知書によりその旨を共済契約者に通知するものとする。

(掛金の中断及び復活)

第30条 休職又は欠勤等により被共済者の勤務した日がその月の2分の1を超えなかった場合、及び掛金の納付が著しく困難であると理事長が認めた場合、共済契約者は、当該掛金を納付しないことができる。

2 共済契約者は、前項により掛金を納付しないことについて承認を受けようとするときは、掛金中断申請書を提出しなければならない。

3 共済会は、前項に基づき掛金中断を決定したときは、掛金中断決定通知書によりその旨を共済契約者に通知するものとする。

4 共済契約者は、掛金中断が決定されたときは、遅滞なくその旨を被共済者に通知しなければならない。

5 第2項に基づき承認された掛金中断の効力は、掛金を納付しないこととされた月から起算して12月で消滅するものとする。

6 共済契約者は、前項の掛金中断の効力を有する期間中に、第1項の中断事由が消滅したときは、遅滞なく掛金復活届を提出しなければならない。

(割増金)

第31条 共済会は、納付期限後に掛金を納付する共済契約者に対して、割増金を納付させることができる。

2 割増金の額は、掛金の額に年14.6%の割合で納付期限の翌日から納付の日の前日までの日数によって計算した額を超えることができない。

(掛金納付月数の通算)

第32条 共済会は、退職した被共済者が次の各号に掲げる条件をすべて満たす場合にお

いては、退職前に締結されていた共済契約に係る掛金納付月数を通算する。

- (1) 退職一時金の支給を受けることができ、かつ、その請求をしていない者（掛金納付月数が12月未満であり、かつ、その退職が当該被共済者の都合又はその責めに帰すべき事由によるものでないと理事長が認めた者を含む。）であること。
- (2) 再び中小企業者に雇用され、現に共済契約の被共済者であること。
- (3) 共済契約者を経由して退職の日の翌日から起算して3年以内に、共済会へ次に定める事項を記載した掛金通算申出書及び退職前に締結されていた共済契約の被共済者証の写しを提出すること。

ア 当該申出をする被共済者の氏名及び住所

イ 当該申出をする被共済者を雇用する共済契約者の氏名又は名称及び住所

ウ 当該申出をする被共済者がその退職につき退職一時金の請求をしなかった場合における当該退職に係る共済契約者（共済契約者であった者を含む。）の氏名又は名称及び住所

エ ウにおける退職の年月日

- 2 前項第3号の申出は、あらたに被共済者とするものの申込をする際、同項同号ウに定める共済契約者の同意書を添えて行うものとする。

ただし、やむを得ない事由により被共済者が同意書を提出することができない場合において、その事実を証する書類を添えて申出が行われ、理事長が正当であると認めたときは、同意書が提出されたものとみなすことができる。

第5章 運 営

（退職金共済の事務）

第33条 退職金共済事業の事務は、共済会において取り扱う。

- 2 共済会は、別に指定する資金運用機関に対し、事務の一部を委託することができる。

（経理処理）

第34条 退職金共済事業に関する経理は、他の経理と区分して行うものとする。

（予算決算等の決議）

第35条 退職金共済事業に関する事業計画及び収支予算並びに事業報告及び決算は、理事会の決議を経るものとする。

（資産の運用）

第36条 共済会は、掛金として払い込まれた金額から事業遂行に必要な経費を控除した

残額を所得税法施行令の定めるところにより資産として運用するものとする。

(規程の変更及び廃止)

第37条 この規程の変更及び廃止については、理事会の決議を経なければならない。

(委 任)

第38条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和50年12月3日から施行する。

附 則

1 この規程は、昭和55年11月1日から施行する。

2 この規程施行の際、現に財団法人名古屋市中小企業従業員退職金共済会の共済契約者及び被共済者は、この規程に基づく共済契約者及び被共済者とみなす。

附 則

1 この規程は、昭和55年12月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成7年9月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成8年5月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成8年9月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成11年9月1日から施行する。

- 2 業務方法書（昭和55年11月1日施行）は、廃止する。
- 3 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに退職又は解除された被共済者に係る退職金等の支給を受ける権利は、この規程による改正後の退職金共済規程（以下「改正後規程」という。）第22条の規定を当該権利発生の日から遡及して適用する。
- 4 この規程の施行の際現に掛金月額が1,000円未満である共済契約については、改正後規程第26条第3項の規定にかかわらず、この規程の施行日以後も、その掛金月額を当該1,000円未満の額とすることができる。ただし、改正後規程第28条により掛金月額が1,000円以上の額に増額された日以後においては、この限りでない。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に効力を生じた共済契約の被共済者が施行日以後に退職したときの退職一時金の額は、この規程による改正後の退職金共済規程の規定にかかわらず、次の各号の規定による。ただし、退職月までの掛金納付期間が1年に満たない場合は退職一時金を支給しない。

(1) 平成7年9月1日前に効力を生じた共済契約の被共済者の場合、次のアからカまでの合計額とする。

ア 平成7年9月1日前までの掛金納付期間に応じた退職金共済規程の一部を改正する規程（平成18年8月1日施行）旧別表1-1に定める額（ただし、平成7年9月1日までの掛金納付期間が1年未満の場合は、納付済の掛金相当額とする。）に、平成7年9月1日から平成8年4月30日までの期間にあつては年4.7%、平成8年5月1日から平成11年3月31日までの期間にあつては年2.7%、平成1

1年4月1日から平成14年7月31日までの期間にあっては年1.5%、平成14年8月1日から平成18年7月31日までの期間にあっては年0.75%、平成18年8月1日から退職月までの期間にあっては年0.5%の利率で複利による計算をして得た額

イ 平成7年9月1日から平成8年8月31日までの掛金納付期間に応じた退職金共済規程の一部を改正する規程（平成18年8月1日施行）旧別表1-2に定める額に、平成8年9月1日から平成11年3月31日までの期間にあっては年2.7%、平成11年4月1日から平成14年7月31日までの期間にあっては年1.5%、平成14年8月1日から平成18年7月31日までの期間にあっては年0.75%、平成18年8月1日から退職月までの期間にあっては年0.5%の利率で複利による計算をして得た額

ウ 平成8年9月1日から平成12年3月31日までの掛金納付期間に応じた退職金共済規程の一部を改正する規程（平成18年8月1日施行）旧別表1-3に定める額に、平成12年4月1日から平成14年7月31日までの期間にあっては年1.5%、平成14年8月1日から平成18年7月31日までの期間にあっては年0.75%、平成18年8月1日から退職月までの期間にあっては年0.5%の利率で複利による計算をして得た額

エ 平成12年4月1日から平成16年3月31日までの掛金納付期間に応じた退職金共済規程の一部を改正する規程（平成18年8月1日施行）旧別表1-4に定める額に、平成16年4月1日から平成18年7月31日までの期間にあっては年0.75%、平成18年8月1日から退職月までの期間にあっては年0.5%の利率で複利による計算をして得た額

オ 平成16年4月1日から平成21年9月30日までの掛金納付期間に応じた旧別表1-5に定める額に、平成21年10月1日から退職月までの期間にあっては年0.5%の利率で複利による計算をして得た額

カ 施行日の属する月から退職月までの掛金納付期間に応じた別表1に定める基本給付額と加算給付額の合計額

(2) 平成7年9月1日から平成8年8月31日までの間に効力を生じた共済契約の被共済者の場合、前号イからカまでの合計額とする。

(3) 平成8年9月1日から平成12年3月31日までの間に効力を生じた共済契約の被

共済者の場合、第1号ウから力の合計額とする。

(4) 平成12年4月1日から平成16年3月31日までの間に効力を生じた共済契約の被共済者の場合、第1号エから力の合計額とする。

(5) 平成16年4月1日から平成21年9月30日までの間に効力を生じた共済契約の被共済者の場合、第1号オと力の合計額とする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和2年8月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に掛金を中断している被共済者の掛金中断の効力は、改正後の規程第30条第5項の規定にかかわらず、この規程の施行日から起算して12月で消滅するものとする。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の退職金共済規程（以下「改正後規程」という。）第9条第2項第9号の規定は、令和3年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

2 共済会は、適用日の前日において年齢満85歳以上である被共済者については、適用日の前日をもって共済契約を解除するものとする。ただし、当該被共済者のうち、掛金が納付されていない期間がある者については、当該期間の前月をもって共済契約を解除するものとする。

3 前項に該当する被共済者のうち、掛金納付期間が1年未満の者については、改正後規程第12条第1項ただし書及び退職金共済規程の一部を改正する規程（平成21年10月1日施行）附則第2項ただし書の規定にかかわらず、納付済の掛金相当額を支給する。

4 適用日の前日において年齢満85歳以上である被共済者のうち、適用日以後も継続加入を希望する者については、前2項の規定にかかわらず、次の各号の規定による。

(1) 当該被共済者は令和8年9月30日まで共済契約を継続することができるものとし、

令和8年9月30日まで共済契約が継続されている者については、共済会は、令和8年9月30日をもって共済契約を解除するものとする。

(2) 改正後規程第27条第1項の規定にかかわらず、共済契約者は、令和3年10月分以降の当該被共済者の掛金を納付することはできない。

(3) 当該被共済者のうち、平成21年10月1日前に効力を生じた共済契約の被共済者の退職一時金の額は、退職金共済規程の一部を改正する規程（平成21年10月1日施行）附則第2項の規定のうち、「退職月」を「令和3年9月30日」に読み替えた額とする。

(4) 当該被共済者のうち、適用日の前日までの掛金納付期間が1年未満の者については、改正後規程第12条第1項ただし書及び退職金共済規程の一部を改正する規程（平成21年10月1日施行）附則第2項ただし書の規定にかかわらず、納付済の掛金相当額を支給する。

5 この規程の施行の日前に効力を生じた共済契約の被共済者であり、かつ、適用日の前日において年齢満80歳以上85歳未満である者のうち、年齢満85歳に達したとき以後も継続加入を希望する者については、次の各号の規定による。

(1) 改正後規程第9条第2項第9号の規定にかかわらず、当該被共済者は令和8年9月30日まで共済契約を継続することができるものとし、令和8年9月30日まで共済契約が継続されている者については、共済会は、令和8年9月30日をもって共済契約を解除するものとする。

(2) 改正後規程第27条第1項の規定にかかわらず、共済契約者は、年齢満85歳に達した日の属する月の翌月分以降の当該被共済者の掛金を納付することはできない。

(3) 当該被共済者のうち、平成21年10月1日前に効力を生じた共済契約の被共済者の退職一時金の額は、退職金共済規程の一部を改正する規程（平成21年10月1日施行）附則第2項の規定のうち、「退職月」を「年齢満85歳に達した日の属する月」に読み替えた額とする。

6 この規程の施行の日前に効力を生じた共済契約の被共済者であり、かつ、適用日の前日において年齢満80歳以上85歳未満である者のうち、年齢満85歳に達した日の属する月までの掛金納付期間が1年未満の者については、改正後規程第12条第1項ただし書及び退職金共済規程の一部を改正する規程（平成21年10月1日施行）附則第2項ただし書の規定にかかわらず、納付済の掛金相当額を支給する。

附 則

この規程は、令和３年１０月１日から施行する。

別表1 (平成21年10月1日適用)

基本給付額表 [掛金月額1,000円について]

(単位: 円)

加入期間 月数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
年数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000	11,000
1	12,000	13,001	14,002	15,003	16,003	17,004	18,005	19,006	20,007	21,008	22,008	23,009
2	24,010	25,013	26,015	27,018	28,020	29,023	30,025	31,028	32,030	33,033	34,035	35,038
3	36,040	37,046	38,052	39,058	40,063	41,069	42,075	43,081	44,087	45,093	46,098	47,104
4	48,110	49,119	50,128	51,138	52,147	53,156	54,165	55,174	56,183	57,193	58,202	59,211
5	60,220	61,238	62,255	63,273	64,290	65,308	66,325	67,343	68,360	69,378	70,395	71,413
6	72,430	73,468	74,505	75,543	76,580	77,618	78,655	79,693	80,730	81,768	82,805	83,843
7	84,880	85,934	86,988	88,043	89,097	90,151	91,205	92,259	93,313	94,368	95,422	96,476
8	97,530	98,606	99,682	100,758	101,833	102,909	103,985	105,061	106,137	107,213	108,288	109,364
9	110,440	111,539	112,638	113,738	114,837	115,936	117,035	118,134	119,233	120,333	121,432	122,531
10	123,630	124,758	125,885	127,013	128,140	129,268	130,395	131,523	132,650	133,778	134,905	136,033
11	137,160	138,243	139,327	140,410	141,493	142,577	143,660	144,743	145,827	146,910	147,993	149,077
12	150,160	151,251	152,342	153,433	154,523	155,614	156,705	157,796	158,887	159,978	161,068	162,159
13	163,250	164,348	165,447	166,545	167,643	168,742	169,840	170,938	172,037	173,135	174,233	175,332
14	176,430	177,536	178,642	179,748	180,853	181,959	183,065	184,171	185,277	186,383	187,488	188,594
15	189,700	190,814	191,928	193,043	194,157	195,271	196,385	197,499	198,613	199,728	200,842	201,956
16	203,070	204,192	205,313	206,435	207,557	208,678	209,800	210,922	212,043	213,165	214,287	215,408
17	216,530	217,659	218,788	219,918	221,047	222,176	223,305	224,434	225,563	226,693	227,822	228,951
18	230,080	231,218	232,355	233,493	234,630	235,768	236,905	238,043	239,180	240,318	241,455	242,593
19	243,730	244,875	246,020	247,165	248,310	249,455	250,600	251,745	252,890	254,035	255,180	256,325
20	257,470	258,623	259,777	260,930	262,083	263,237	264,390	265,543	266,697	267,850	269,003	270,157
21	271,310	272,472	273,633	274,795	275,957	277,118	278,280	279,442	280,603	281,765	282,927	284,088
22	285,250	286,420	287,590	288,760	289,930	291,100	292,270	293,440	294,610	295,780	296,950	298,120
23	299,290	300,468	301,645	302,823	304,000	305,178	306,355	307,533	308,710	309,888	311,065	312,243
24	313,420	314,606	315,792	316,978	318,163	319,349	320,535	321,721	322,907	324,093	325,278	326,464
25	327,650	328,845	330,040	331,235	332,430	333,625	334,820	336,015	337,210	338,405	339,600	340,795
26	341,990	343,193	344,395	345,598	346,800	348,003	349,205	350,408	351,610	352,813	354,015	355,218
27	356,420	357,631	358,842	360,053	361,263	362,474	363,685	364,896	366,107	367,318	368,528	369,739
28	370,950	372,170	373,390	374,610	375,830	377,050	378,270	379,490	380,710	381,930	383,150	384,370
29	385,590	386,818	388,045	389,273	390,500	391,728	392,955	394,183	395,410	396,638	397,865	399,093
30	400,320	401,557	402,793	404,030	405,267	406,503	407,740	408,977	410,213	411,450	412,687	413,923
31	415,160	416,406	417,652	418,898	420,143	421,389	422,635	423,881	425,127	426,373	427,618	428,864
32	430,110	431,364	432,618	433,873	435,127	436,381	437,635	438,889	440,143	441,398	442,652	443,906
33	445,160	446,423	447,685	448,948	450,210	451,473	452,735	453,998	455,260	456,523	457,785	459,048
34	460,310	461,582	462,853	464,125	465,397	466,668	467,940	469,212	470,483	471,755	473,027	474,298
35	475,570	476,851	478,132	479,413	480,693	481,974	483,255	484,536	485,817	487,098	488,378	489,659
36	490,940	492,230	493,520	494,810	496,100	497,390	498,680	499,970	501,260	502,550	503,840	505,130
37	506,420	507,718	509,017	510,315	511,613	512,912	514,210	515,508	516,807	518,105	519,403	520,702
38	522,000	523,308	524,615	525,923	527,230	528,538	529,845	531,153	532,460	533,768	535,075	536,383
39	537,690	539,007	540,323	541,640	542,957	544,273	545,590	546,907	548,223	549,540	550,857	552,173
40	553,490	554,817	556,143	557,470	558,797	560,123	561,450	562,777	564,103	565,430	566,757	568,083
41	569,410	570,745	572,080	573,415	574,750	576,085	577,420	578,755	580,090	581,425	582,760	584,095
42	585,430	586,775	588,120	589,465	590,810	592,155	593,500	594,845	596,190	597,535	598,880	600,225
43	601,570	602,924	604,278	605,633	606,987	608,341	609,695	611,049	612,403	613,758	615,112	616,466
44	617,820	619,183	620,547	621,910	623,273	624,637	626,000	627,363	628,727	630,090	631,453	632,817
45	634,180											

(注) 掛金月額を100円単位で算出した場合の給付額に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額をもって給付額とする。

旧別表 1 - 1 (平成7年8月31日まで適用)

給 付 額 表

(掛金額1,000円について)

加入期間	給 付 額	加入期間	給 付 額
0 年	0 円	23 年	706,200 円
1	12,100	24	763,500
2	24,600	25	824,300
3	38,400	26	897,000
4	53,200	27	976,000
5	71,100	28	1,061,000
6	89,400	29	1,152,300
7	110,600	30	1,250,500
8	133,900	31	1,356,000
9	159,800	32	1,469,400
10	191,200	33	1,591,400
11	218,800	34	1,722,500
12	247,600	35	1,863,500
13	279,500	36	2,015,000
14	314,600	37	2,177,800
15	349,700	38	2,352,900
16	385,800	39	2,541,200
17	423,900	40	2,743,500
18	464,400	41	2,822,100
19	507,200	42	3,104,900
20	552,800	43	3,343,900
21	601,000	44	3,600,400
22	652,000	45	3,875,600

基 本 給 付 額 表 [掛金月額1,000円について]

(単位: 円)

加入期間 月数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
年数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0	1,017	2,033	3,050	4,067	5,083	6,100	7,117	8,133	9,150	10,167	11,183
1	12,200	13,258	14,317	15,375	16,433	17,492	18,550	19,608	20,667	21,725	22,783	23,842
2	24,900	26,017	27,133	28,250	29,367	30,483	31,600	32,717	33,833	34,950	36,067	37,183
3	38,300	39,467	40,633	41,800	42,967	44,133	45,300	46,467	47,633	48,800	49,967	51,133
4	52,300	53,525	54,750	55,975	57,200	58,425	59,650	60,875	62,100	63,325	64,550	65,775
5	67,000	68,292	69,583	70,875	72,167	73,458	74,750	76,042	77,333	78,625	79,917	81,208
6	82,500	83,850	85,200	86,550	87,900	89,250	90,600	91,950	93,300	94,650	96,000	97,350
7	98,700	100,108	101,517	102,925	104,333	105,742	107,150	108,558	109,967	111,375	112,783	114,192
8	115,600	117,100	118,600	120,100	121,600	123,100	124,600	126,100	127,600	129,100	130,600	132,100
9	133,600	135,158	136,717	138,275	139,833	141,392	142,950	144,508	146,067	147,625	149,183	150,742
10	152,300	153,917	155,533	157,150	158,767	160,383	162,000	163,617	165,233	166,850	168,467	170,083
11	171,700	173,400	175,100	176,800	178,500	180,200	181,900	183,600	185,300	187,000	188,700	190,400
12	192,100	193,875	195,650	197,425	199,200	200,975	202,750	204,525	206,300	208,075	209,850	211,625
13	213,400	215,267	217,133	219,000	220,867	222,733	224,600	226,467	228,333	230,200	232,067	233,933
14	235,800	237,750	239,700	241,650	243,600	245,550	247,500	249,450	251,400	253,350	255,300	257,250
15	259,200	261,225	263,250	265,275	267,300	269,325	271,350	273,375	275,400	277,425	279,450	281,475
16	283,500	285,633	287,767	289,900	292,033	294,167	296,300	298,433	300,567	302,700	304,833	306,967
17	309,100	311,325	313,550	315,775	318,000	320,225	322,450	324,675	326,900	329,125	331,350	333,575
18	335,800	338,158	340,517	342,875	345,233	347,592	349,950	352,308	354,667	357,025	359,383	361,742
19	364,100	366,567	369,033	371,500	373,967	376,433	378,900	381,367	383,833	386,300	388,767	391,233
20	393,700	396,308	398,917	401,525	404,133	406,742	409,350	411,958	414,567	417,175	419,783	422,392
21	425,000	427,733	430,467	433,200	435,933	438,667	441,400	444,133	446,867	449,600	452,333	455,067
22	457,800	460,733	463,667	466,600	469,533	472,467	475,400	478,333	481,267	484,200	487,133	490,067
23	493,000	496,083	499,167	502,250	505,333	508,417	511,500	514,583	517,667	520,750	523,833	526,917
24	530,000	533,258	536,517	539,775	543,033	546,292	549,550	552,808	556,067	559,325	562,583	565,842
25	569,100	572,542	575,983	579,425	582,867	586,308	589,750	593,192	596,633	600,075	603,517	606,958
26	610,400	614,033	617,667	621,300	624,933	628,567	632,200	635,833	639,467	643,100	646,733	650,367
27	654,000	657,833	661,667	665,500	669,333	673,167	677,000	680,833	684,667	688,500	692,333	696,167
28	700,000	704,058	708,117	712,175	716,233	720,292	724,350	728,408	732,467	736,525	740,583	744,642
29	748,700	752,983	757,267	761,550	765,833	770,117	774,400	778,683	782,967	787,250	791,533	795,817
30	800,100	803,475	806,850	810,225	813,600	816,975	820,350	823,725	827,100	830,475	833,850	837,225
31	840,600	844,983	849,367	853,750	858,133	862,517	866,900	871,283	875,667	880,050	884,433	888,817
32	893,200	897,800	902,400	907,000	911,600	916,200	920,800	925,400	930,000	934,600	939,200	943,800
33	948,400	953,217	958,033	962,850	967,667	972,483	977,300	982,117	986,933	991,750	996,567	1,001,383
34	1,006,200	1,011,250	1,016,300	1,021,350	1,026,400	1,031,450	1,036,500	1,041,550	1,046,600	1,051,650	1,056,700	1,061,750
35	1,066,800	1,072,092	1,077,383	1,082,675	1,087,967	1,093,258	1,098,550	1,103,842	1,109,133	1,114,425	1,119,717	1,125,008
36	1,130,300	1,135,850	1,141,400	1,146,950	1,152,500	1,158,050	1,163,600	1,169,150	1,174,700	1,180,250	1,185,800	1,191,350
37	1,196,900	1,202,717	1,208,533	1,214,350	1,220,167	1,225,983	1,231,800	1,237,617	1,243,433	1,249,250	1,255,067	1,260,883
38	1,266,700	1,272,792	1,278,883	1,284,975	1,291,067	1,297,158	1,303,250	1,309,342	1,315,433	1,321,525	1,327,617	1,333,708
39	1,339,800	1,346,183	1,352,567	1,358,950	1,365,333	1,371,717	1,378,100	1,384,483	1,390,867	1,397,250	1,403,633	1,410,017
40	1,416,400	1,423,092	1,429,783	1,436,475	1,443,167	1,449,858	1,456,550	1,463,242	1,469,933	1,476,625	1,483,317	1,490,008
41	1,496,700	1,503,717	1,510,733	1,517,750	1,524,767	1,531,783	1,538,800	1,545,817	1,552,833	1,559,850	1,566,867	1,573,883
42	1,580,900	1,588,242	1,595,583	1,602,925	1,610,267	1,617,608	1,624,950	1,632,292	1,639,633	1,646,975	1,654,317	1,661,658
43	1,669,000	1,676,708	1,684,417	1,692,125	1,699,833	1,707,542	1,715,250	1,722,958	1,730,667	1,738,375	1,746,083	1,753,792
44	1,761,500	1,769,567	1,777,633	1,785,700	1,793,767	1,801,833	1,809,900	1,817,967	1,826,033	1,834,100	1,842,167	1,850,233
45	1,858,300											

基 本 給 付 額 表 [掛金月額1,000円について]

(単位: 円)

加入期間 月数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
年数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0	1,008	2,017	3,025	4,033	5,042	6,050	7,058	8,067	9,075	10,083	11,092
1	12,100	13,133	14,167	15,200	16,233	17,267	18,300	19,333	20,367	21,400	22,433	23,467
2	24,500	25,558	26,617	27,675	28,733	29,792	30,850	31,908	32,967	34,025	35,083	36,142
3	37,200	38,283	39,367	40,450	41,533	42,617	43,700	44,783	45,867	46,950	48,033	49,117
4	50,200	51,325	52,450	53,575	54,700	55,825	56,950	58,075	59,200	60,325	61,450	62,575
5	63,700	64,858	66,017	67,175	68,333	69,492	70,650	71,808	72,967	74,125	75,283	76,442
6	77,600	78,833	80,067	81,300	82,533	83,767	85,000	86,233	87,467	88,700	89,933	91,167
7	92,400	93,625	94,850	96,075	97,300	98,525	99,750	100,975	102,200	103,425	104,650	105,875
8	107,100	108,358	109,617	110,875	112,133	113,392	114,650	115,908	117,167	118,425	119,683	120,942
9	122,200	123,492	124,783	126,075	127,367	128,658	129,950	131,242	132,533	133,825	135,117	136,408
10	137,700	139,017	140,333	141,650	142,967	144,283	145,600	146,917	148,233	149,550	150,867	152,183
11	153,500	154,867	156,233	157,600	158,967	160,333	161,700	163,067	164,433	165,800	167,167	168,533
12	169,900	171,292	172,683	174,075	175,467	176,858	178,250	179,642	181,033	182,425	183,817	185,208
13	186,600	188,033	189,467	190,900	192,333	193,767	195,200	196,633	198,067	199,500	200,933	202,367
14	203,800	205,275	206,750	208,225	209,700	211,175	212,650	214,125	215,600	217,075	218,550	220,025
15	221,500	223,017	224,533	226,050	227,567	229,083	230,600	232,117	233,633	235,150	236,667	238,183
16	239,700	241,250	242,800	244,350	245,900	247,450	249,000	250,550	252,100	253,650	255,200	256,750
17	258,300	259,900	261,500	263,100	264,700	266,300	267,900	269,500	271,100	272,700	274,300	275,900
18	277,500	279,133	280,767	282,400	284,033	285,667	287,300	288,933	290,567	292,200	293,833	295,467
19	297,100	298,783	300,467	302,150	303,833	305,517	307,200	308,883	310,567	312,250	313,933	315,617
20	317,300	319,033	320,767	322,500	324,233	325,967	327,700	329,433	331,167	332,900	334,633	336,367
21	338,100	339,875	341,650	343,425	345,200	346,975	348,750	350,525	352,300	354,075	355,850	357,625
22	359,400	361,225	363,050	364,875	366,700	368,525	370,350	372,175	374,000	375,825	377,650	379,475
23	381,300	383,167	385,033	386,900	388,767	390,633	392,500	394,367	396,233	398,100	399,967	401,833
24	403,700	405,625	407,550	409,475	411,400	413,325	415,250	417,175	419,100	421,025	422,950	424,875
25	426,800	428,775	430,750	432,725	434,700	436,675	438,650	440,625	442,600	444,575	446,550	448,525
26	450,500	452,525	454,550	456,575	458,600	460,625	462,650	464,675	466,700	468,725	470,750	472,775
27	474,800	476,883	478,967	481,050	483,133	485,217	487,300	489,383	491,467	493,550	495,633	497,717
28	499,800	501,942	504,083	506,225	508,367	510,508	512,650	514,792	516,933	519,075	521,217	523,358
29	525,500	527,700	529,900	532,100	534,300	536,500	538,700	540,900	543,100	545,300	547,500	549,700
30	551,900	554,150	556,400	558,650	560,900	563,150	565,400	567,650	569,900	572,150	574,400	576,650
31	578,900	581,225	583,550	585,875	588,200	590,525	592,850	595,175	597,500	599,825	602,150	604,475
32	606,800	609,175	611,550	613,925	616,300	618,675	621,050	623,425	625,800	628,175	630,550	632,925
33	635,300	637,742	640,183	642,625	645,067	647,508	649,950	652,392	654,833	657,275	659,717	662,158
34	664,600	667,117	669,633	672,150	674,667	677,183	679,700	682,217	684,733	687,250	689,767	692,283
35	694,800	697,375	699,950	702,525	705,100	707,675	710,250	712,825	715,400	717,975	720,550	723,125
36	725,700	728,350	731,000	733,650	736,300	738,950	741,600	744,250	746,900	749,550	752,200	754,850
37	757,500	760,217	762,933	765,650	768,367	771,083	773,800	776,517	779,233	781,950	784,667	787,383
38	790,100	792,892	795,683	798,475	801,267	804,058	806,850	809,642	812,433	815,225	818,017	820,808
39	823,600	826,467	829,333	832,200	835,067	837,933	840,800	843,667	846,533	849,400	852,267	855,133
40	858,000	860,950	863,900	866,850	869,800	872,750	875,700	878,650	881,600	884,550	887,500	890,450
41	893,400	896,417	899,433	902,450	905,467	908,483	911,500	914,517	917,533	920,550	923,567	926,583
42	929,600	932,708	935,817	938,925	942,033	945,142	948,250	951,358	954,467	957,575	960,683	963,792
43	966,900	970,092	973,283	976,475	979,667	982,858	986,050	989,242	992,433	995,625	998,817	1,002,008
44	1,005,200	1,008,475	1,011,750	1,015,025	1,018,300	1,021,575	1,024,850	1,028,125	1,031,400	1,034,675	1,037,950	1,041,225
45	1,044,500											

旧別表 1 - 4 (平成12年4月1日から平成16年3月31まで適用)

基 本 給 付 額 表 [掛金月額1,000円について]

(単位: 円)

加入期間 月数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
年数	0	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000	11,000
0	0	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000	11,000
1	12,000	13,001	14,002	15,003	16,003	17,004	18,005	19,006	20,007	21,008	22,008	23,009
2	24,010	25,014	26,018	27,023	28,027	29,031	30,035	31,039	32,043	33,048	34,052	35,056
3	36,060	37,068	38,075	39,083	40,090	41,098	42,105	43,113	44,120	45,128	46,135	47,143
4	48,150	49,163	50,177	51,190	52,203	53,217	54,230	55,243	56,257	57,270	58,283	59,297
5	60,310	61,382	62,453	63,525	64,597	65,668	66,740	67,812	68,883	69,955	71,027	72,098
6	73,170	74,266	75,362	76,458	77,553	78,649	79,745	80,841	81,937	83,033	84,128	85,224
7	86,320	87,443	88,567	89,690	90,813	91,937	93,060	94,183	95,307	96,430	97,553	98,677
8	99,800	100,946	102,092	103,238	104,383	105,529	106,675	107,821	108,967	110,113	111,258	112,404
9	113,550	114,724	115,898	117,073	118,247	119,421	120,595	121,769	122,943	124,118	125,292	126,466
10	127,640	128,836	130,032	131,228	132,423	133,619	134,815	136,011	137,207	138,403	139,598	140,794
11	141,990	143,216	144,442	145,668	146,893	148,119	149,345	150,571	151,797	153,023	154,248	155,474
12	156,700	157,947	159,193	160,440	161,687	162,933	164,180	165,427	166,673	167,920	169,167	170,413
13	171,660	172,942	174,223	175,505	176,787	178,068	179,350	180,632	181,913	183,195	184,477	185,758
14	187,040	188,348	189,657	190,965	192,273	193,582	194,890	196,198	197,507	198,815	200,123	201,432
15	202,740	204,088	205,435	206,783	208,130	209,478	210,825	212,173	213,520	214,868	216,215	217,563
16	218,910	220,264	221,618	222,973	224,327	225,681	227,035	228,389	229,743	231,098	232,452	233,806
17	235,160	236,568	237,977	239,385	240,793	242,202	243,610	245,018	246,427	247,835	249,243	250,652
18	252,060	253,488	254,917	256,345	257,773	259,202	260,630	262,058	263,487	264,915	266,343	267,772
19	269,200	270,668	272,135	273,603	275,070	276,538	278,005	279,473	280,940	282,408	283,875	285,343
20	286,810	288,291	289,772	291,253	292,733	294,214	295,695	297,176	298,657	300,138	301,618	303,099
21	304,580	306,129	307,678	309,228	310,777	312,326	313,875	315,424	316,973	318,523	320,072	321,621
22	323,170	324,697	326,223	327,750	329,277	330,803	332,330	333,857	335,383	336,910	338,437	339,963
23	341,490	343,088	344,685	346,283	347,880	349,478	351,075	352,673	354,270	355,868	357,465	359,063
24	360,660	362,301	363,942	365,583	367,223	368,864	370,505	372,146	373,787	375,428	377,068	378,709
25	380,350	382,035	383,720	385,405	387,090	388,775	390,460	392,145	393,830	395,515	397,200	398,885
26	400,570	402,303	404,035	405,768	407,500	409,233	410,965	412,698	414,430	416,163	417,895	419,628
27	421,360	423,085	424,810	426,535	428,260	429,985	431,710	433,435	435,160	436,885	438,610	440,335
28	442,060	443,827	445,593	447,360	449,127	450,893	452,660	454,427	456,193	457,960	459,727	461,493
29	463,260	465,069	466,878	468,688	470,497	472,306	474,115	475,924	477,733	479,543	481,352	483,161
30	484,970	486,752	488,533	490,315	492,097	493,878	495,660	497,442	499,223	501,005	502,787	504,568
31	506,350	508,167	509,983	511,800	513,617	515,433	517,250	519,067	520,883	522,700	524,517	526,333
32	528,150	530,001	531,852	533,703	535,553	537,404	539,255	541,106	542,957	544,808	546,658	548,509
33	550,360	552,247	554,133	556,020	557,907	559,793	561,680	563,567	565,453	567,340	569,227	571,113
34	573,000	574,922	576,843	578,765	580,687	582,608	584,530	586,452	588,373	590,295	592,217	594,138
35	596,060	598,019	599,978	601,938	603,897	605,856	607,815	609,774	611,733	613,693	615,652	617,611
36	619,570	621,567	623,563	625,560	627,557	629,553	631,550	633,547	635,543	637,540	639,537	641,533
37	643,530	645,564	647,598	649,633	651,667	653,701	655,735	657,769	659,803	661,838	663,872	665,906
38	667,940	670,014	672,088	674,163	676,237	678,311	680,385	682,459	684,533	686,608	688,682	690,756
39	692,830	694,943	697,055	699,168	701,280	703,393	705,505	707,618	709,730	711,843	713,955	716,068
40	718,180	720,333	722,487	724,640	726,793	728,947	731,100	733,253	735,407	737,560	739,713	741,867
41	744,020	746,215	748,410	750,605	752,800	754,995	757,190	759,385	761,580	763,775	765,970	768,165
42	770,360	772,597	774,833	777,070	779,307	781,543	783,780	786,017	788,253	790,490	792,727	794,963
43	797,200	799,479	801,758	804,038	806,317	808,596	810,875	813,154	815,433	817,713	819,992	822,271
44	824,550	826,873	829,195	831,518	833,840	836,163	838,485	840,808	843,130	845,453	847,775	850,098
45	852,420											

(注) 掛金月額を100円単位で算出した場合の給付額に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額をもって給付額とする。

旧別表1-5 (平成16年4月1日から平成21年9月30日まで適用)

基本給付額表 [掛金月額1,000円について]

(単位:円)

加入期間 月数 年数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000	11,000
1	12,000	13,001	14,002	15,003	16,003	17,004	18,005	19,006	20,007	21,008	22,008	23,009
2	24,010	25,013	26,017	27,020	28,023	29,027	30,030	31,033	32,037	33,040	34,043	35,047
3	36,050	37,058	38,065	39,073	40,080	41,088	42,095	43,103	44,110	45,118	46,125	47,133
4	48,140	49,153	50,167	51,180	52,193	53,207	54,220	55,233	56,247	57,260	58,273	59,287
5	60,300	61,367	62,433	63,500	64,567	65,633	66,700	67,767	68,833	69,900	70,967	72,033
6	73,100	74,180	75,260	76,340	77,420	78,500	79,580	80,660	81,740	82,820	83,900	84,980
7	86,060	87,119	88,178	89,238	90,297	91,356	92,415	93,474	94,533	95,593	96,652	97,711
8	98,770	99,839	100,908	101,978	103,047	104,116	105,185	106,254	107,323	108,393	109,462	110,531
9	111,600	112,680	113,760	114,840	115,920	117,000	118,080	119,160	120,240	121,320	122,400	123,480
10	124,560	125,667	126,773	127,880	128,987	130,093	131,200	132,307	133,413	134,520	135,627	136,733
11	137,840	138,950	140,060	141,170	142,280	143,390	144,500	145,610	146,720	147,830	148,940	150,050
12	151,160	152,272	153,383	154,495	155,607	156,718	157,830	158,942	160,053	161,165	162,277	163,388
13	164,500	165,623	166,745	167,868	168,990	170,113	171,235	172,358	173,480	174,603	175,725	176,848
14	177,970	179,102	180,233	181,365	182,497	183,628	184,760	185,892	187,023	188,155	189,287	190,418
15	191,550	192,692	193,833	194,975	196,117	197,258	198,400	199,542	200,683	201,825	202,967	204,108
16	205,250	206,402	207,553	208,705	209,857	211,008	212,160	213,312	214,463	215,615	216,767	217,918
17	219,070	220,233	221,395	222,558	223,720	224,883	226,045	227,208	228,370	229,533	230,695	231,858
18	233,020	234,193	235,367	236,540	237,713	238,887	240,060	241,233	242,407	243,580	244,753	245,927
19	247,100	248,283	249,467	250,650	251,833	253,017	254,200	255,383	256,567	257,750	258,933	260,117
20	261,300	262,494	263,688	264,883	266,077	267,271	268,465	269,659	270,853	272,048	273,242	274,436
21	275,630	276,834	278,038	279,243	280,447	281,651	282,855	284,059	285,263	286,468	287,672	288,876
22	290,080	291,296	292,512	293,728	294,943	296,159	297,375	298,591	299,807	301,023	302,238	303,454
23	304,670	305,896	307,122	308,348	309,573	310,799	312,025	313,251	314,477	315,703	316,928	318,154
24	319,380	320,618	321,855	323,093	324,330	325,568	326,805	328,043	329,280	330,518	331,755	332,993
25	334,230	335,478	336,727	337,975	339,223	340,472	341,720	342,968	344,217	345,465	346,713	347,962
26	349,210	350,470	351,730	352,990	354,250	355,510	356,770	358,030	359,290	360,550	361,810	363,070
27	364,330	365,600	366,870	368,140	369,410	370,680	371,950	373,220	374,490	375,760	377,030	378,300
28	379,570	380,846	382,122	383,398	384,673	385,949	387,225	388,501	389,777	391,053	392,328	393,604
29	394,880	396,167	397,453	398,740	400,027	401,313	402,600	403,887	405,173	406,460	407,747	409,033
30	410,320	411,618	412,917	414,215	415,513	416,812	418,110	419,408	420,707	422,005	423,303	424,602
31	425,900	427,209	428,518	429,828	431,137	432,446	433,755	435,064	436,373	437,683	438,992	440,301
32	441,610	442,930	444,250	445,570	446,890	448,210	449,530	450,850	452,170	453,490	454,810	456,130
33	457,450	458,783	460,115	461,448	462,780	464,113	465,445	466,778	468,110	469,443	470,775	472,108
34	473,440	474,783	476,125	477,468	478,810	480,153	481,495	482,838	484,180	485,523	486,865	488,208
35	489,550	490,905	492,260	493,615	494,970	496,325	497,680	499,035	500,390	501,745	503,100	504,455
36	505,810	507,177	508,543	509,910	511,277	512,643	514,010	515,377	516,743	518,110	519,477	520,843
37	522,210	523,588	524,967	526,345	527,723	529,102	530,480	531,858	533,237	534,615	535,993	537,372
38	538,750	540,140	541,530	542,920	544,310	545,700	547,090	548,480	549,870	551,260	552,650	554,040
39	555,430	556,832	558,233	559,635	561,037	562,438	563,840	565,242	566,643	568,045	569,447	570,848
40	572,250	573,664	575,078	576,493	577,907	579,321	580,735	582,149	583,563	584,978	586,392	587,806
41	589,220	590,646	592,072	593,498	594,923	596,349	597,775	599,201	600,627	602,053	603,478	604,904
42	606,330	607,769	609,208	610,648	612,087	613,526	614,965	616,404	617,843	619,283	620,722	622,161
43	623,600	625,051	626,502	627,953	629,403	630,854	632,305	633,756	635,207	636,658	638,108	639,559
44	641,010	642,473	643,937	645,400	646,863	648,327	649,790	651,253	652,717	654,180	655,643	657,107
45	658,570											

(注) 掛金月額を100円単位で算出した場合の給付額に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額をもって給付額とする。